

Pinyo

動臨研 野生動物ニュースレター Vol.43



Contents

- ▶ 日本野鳥の会鳥取県支部の活動紹介
- ▶ 傷病鳥獣救護
- ▶ 野生鳥獣保護管理基金へのご協力のお願い
- ▶ 表紙の動物のご紹介
- ▶ 編集部日より

吉田良平

水谷雄一郎

日本野鳥の会鳥取県支部の活動紹介

NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部

支部長 吉田良平



公益財団法人日本野鳥の会は、今年が創立 90 周年であり、野鳥と自然を守る活動を進めている全国組織です。全国各地に支部があり、その 1 つである鳥取県支部の活動について、30 年間を振り返って紹介します。

第 1 章 沿革「支部の設立と NPO 法人化」

日本野鳥の会鳥取県支部は、1993 年に野鳥愛好家や自然保護に関心を持つ市民によって、当時、全国 73 番目の支部として発足しました。全国からすると遅い方で、若い支部と言えます。

設立の背景には、地域の自然環境に対する関心の高まりと、鳥取県内の野鳥の生息地を守りたいという強い思いがありました。当時は鳥取県内に、野鳥愛好家の団体が各地にあり、バラバラに活動していましたが、全県組織を作ることとなりました。

その後、県全体にわたる支部の活動を数年にわたり進めてゆくと、不都合な点が出てきました。任意団体としての支部には法的な権限はなく、組織として契約主体となったり財産を持つことができないことです。環境問題が多様化、複雑化してくる中で、鳥取県支部が将来にわたって安定して活動を進め、幅広く社会的影響力を行使するために、2006 年 10 月に NPO 法人格を取得しました。公益財団法人日本野鳥の会には現在全国に 85 支部がある中で、NPO 法人格を有するのは鳥取県支部のみです。

第 2 章 支部の活動の紹介

当支部の活動には、保護活動、調査活動、普及活動があります。その主なものを紹介します。

1 保護活動

(1) ブッポウソウ保護活動

ブッポウソウは、山間部で繁殖する渡り鳥です。鳥取県希少動植物保護条例で保護管理事業計画が定められて、ブッポウソウの巣箱の架設など保護活動に取り組んでいます。今までに設置した 81 個のうち 69 個が現在も使用可能で、2022 年には 53 個の巣箱で繁殖があり、巣箱の利用率は 77% と高く、順調に保護できています。

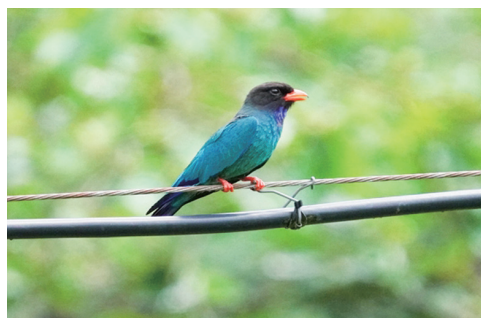


写真 1 ブッポウソウ



写真 2 ブッポウソウの巣箱のヒナ

(2) コアジサシ保護活動

コアジサシは、河口や砂浜で集団繁殖する渡り鳥です。鳥取県希少動植物保護条例での保護管理事業計画に基づき、天神川と日野川の河口にて保護活動をしています。主な天敵は、人（釣りやパラグライダーなどのレジャー）やキツネやカラスです。人の侵入防止のためのロープ張りや、コアジサシ誘致のためのデコイ（模型）の設置、保護看板の設置をしています。砂浜や砂州での営巣は見られますが、途中で天敵に妨害されて、無事巣立つことが少ないのが実情です。



写真3 コアジサシ飛ぶ姿



写真4 コアジサシのデコイ作り

(3) 大山オオタカの森設立運動

1993年、大山山麓に183haのゴルフ場とリゾート施設の建設計画が持ち上がりました。業者の「オオタカは確認できなかった」という言い分と、支部の「生息している証拠がある」との対立が続きました。

た。そして中立的な立場の鳥取県から「一年間調査」と提案があり、その調査の結果、オオタカの繁殖が確認され、保護には数ha必要とされ、開発計画は頓挫しました。その土地を保全し活用する目的で、鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例が2004年4月から施行されています。

(4) 米子水鳥公園とのかかわり

米子水鳥公園は国の中海干拓事業の途中で、地元の自然保護団体等から野鳥たちを保護しようという運動が始まり、一部の土地を米子市が買い上げ、4年の歳月をかけて整備し、1995年10月に米子水鳥公園として開館しました。鳥取県支部以外にも、米子水鳥公園友の会、ジュニアレンジャークラブ等多くの市民団体に支えられ、多くの人々が自然に親しみ、野鳥の生息環境の大切さを学ぶ重要な場所となっています。



写真5 米子水鳥公園

(5) 風力発電開発への対応

2007年、鳥取県東部の山間部の風力発電建設の計画が立ちあがりました。当時、風力発電は環境アセスメントの対象にはなっていませんでしたが、鳥取県は全国に先駆けて「風力発電施設建設ガイドライン」を作成していました。支部からは、「希少な猛禽類が確認されているので、慎重に調査すること」を申し入れ、業者はクマタカの生息に配慮して風力発電計画の数を19基に減らしました。その後、風力発電事業が環境アセスメントの対象となったことなどで、事業が中止となりました。その後も風力発電の計画は県内でいくつも動いており、野生生物への悪影響がないように関心を高くしています。

2 調査活動

(1)支部企画調査「オシドリ調査」

日本野鳥の会鳥取県支部が独自で行った調査です。鳥取県の県鳥であるオシドリについて、全県に会員のいる支部の利点を活かして調査を行いました。オシドリの個体数は秋（10月ごろ）に1,500羽程度のピークを示すが、その多くは渡来したものと考えられました。冬に県内で越冬するものは400羽程度で、夏は150羽程度でした。繁殖は最大50ペアと推定されました。県内に1年中いるとはいえ、かなりの数の変動があることが判明しました。

(2)委託調査＝鳥取県行政の行う調査を支部が受託したもの

- ◇大山オオタカの森調査 保全することになったオオタカの森について、およそ10年ごとに行う大規模な調査。
- ◇野生鳥獣生息調査（一般鳥獣調査）鳥取県が設定した鳥獣保護区等における野生鳥獣の調査。
- ◇野生鳥獣生息調査（オシドリ調査）鳥取県支部独自事業のオシドリ調査を受けて、鳥取県がオシドリを特定鳥獣と位置付けて調査。
- ◇ガン・カモ・ハクチョウ調査 環境省が都道府県の協力を得てとりまとめるガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の調査。
- ◇カワウ調査 内水面漁業関係者から魚（特にアユ）がカワウに食べられる被害対策の要望が寄せられたことを受けての調査。

3 普及活動

(1)探鳥会



写真6 探鳥会風景

探鳥会は、野鳥観察を通じて自然の素晴らしさを広く市民に伝えるための活動で、全国の支部で取り組まれています。鳥取県内の東部中部西部で各々毎月開催していますので、県内各地でバランスよく実施できているのも、鳥取県支部の特徴です。

他にも、地元の新聞社と共催して広く市民に呼びかける「バードウォッチング in 大山」は支部発足以来の定例行事ですし、視覚障害者団体とともに行うバリアフリー探鳥会「バードリスニング」にも2002年から取り組んでいます。

(2)「羊毛フェルトのヒーリングバード」

羊毛フェルトで作る小鳥の工作キットで、鳥取県内の非営利活動法人ノームと共同開発によって商品化しました。デフォルメされた鳥が人気で、日本野鳥の会本部の全国カタログ販売の商品として採用されました。



写真7 ヒーリングバード

第3章 結びに変えて

1997年のナホトカ号の油流出事故で、油汚染の鳥の治療を行ったのが山根動物病院で、私が傷病鳥獣のことを知った最初でした。全国の獣医の方々には、傷病野鳥の治療に携わっていただいていることに、感謝申し上げます。

日本野鳥の会の全国の支部には、植物や昆虫に造詣が深いところもあれば、俳句や短歌に親しんでいるところ、学術的な取り組みを深めているところなど、個性豊かに多彩な活動があります。お近くの支部の活動はネット検索で見つけられますので、一度参加されてみてはどうでしょうか？

傷病鳥獣救護



公益財団法人 動物臨床医学研究所

獣医師 水谷雄一郎

前回のピンヨの表紙にトビの写真を掲載しました。青空と桜とトビという組み合わせで偶然とれたものでした。数年前に、鳥根県にある海を見下ろす道の駅で撮影したものです。海からの上昇気流をうまく捉えて高い位置をトビが飛んでいました。トビは飛ぶのが上手な鳥と言われています。この場所には看板が立っていて、「トビに食べ物を取られないように注意」と書いてあり、この場所は格好の狩場になっているようでした。

トビというと、日常生活でもよく見かけたり、ゴミをあさったりすることから、猛禽の中では何となく格下のイメージがあります。このイメージは外国でも同様のようです。そのためトビは、鳥取県中部の傷病鳥獣救護を行っている倉吉動物医療センター・山根動物病院に搬入される猛禽類の中でも、トップクラスの羽数です。ですが、以前よりも搬入される羽数が減ってきている気がしていましたので、過去の救護状況について調べてみました。

グラフに過去 23 年分の当施設に収容された傷病鳥獣の頭羽数を示しています(図 1)。鳥類と哺乳類を棒グラフで示しています。それとは別に、トビについては折れ線グラフで示しています。動物種の内訳で最も多いのは鳥類です。グラフを見ると野生鳥獣の収容頭数が、2002 年度をピークに年々減少している事が分かります。それと関連するように、トビの収容頭数も減少傾向です。トビが最も多く収容

されたのは 2004 年度の 7 羽でした。近年は 1～3 羽で推移しています。やはり、トビの収容頭数は減っていました。

実は傷病鳥獣の救護件数が減少している傾向は、鳥取県中部に限ったものではないのです。少し古いデータになりますが、環境省が 2018 年に出している資料の中にも、傷病鳥獣の受け入れ個体数が減少傾向であることが記載されています(図 2)。そのほかにも環境省の 1998 年度から 2019 年度までの鳥獣統計(都道府県知事の捕獲許可、傷病鳥獣救護)を基にグラフにすると、当施設の結果と非常に似た傾向があることも分かりました(図 3)。こちらでも 2002 年度をピークに年々救護頭数は減少の一途をたっています。トビの救護頭数についても 2001 年をピークに右肩下がりです。約 1/3 にまで減少しています。

中国地方の各県の野生鳥獣救護の担当の方に救護頭数の推移について聞き取りをしてみると、多くの県で減少傾向との回答が得られました。岡山県の方からは詳細なデータのご提供を頂けたのでご紹介させていただきます(図 4)。このデータでも 2002 年度をピークに救護数は減少し、2004 年度は著しく

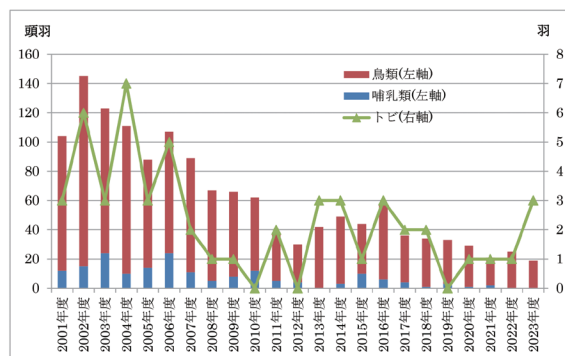


図 1 当施設における年度毎の野生鳥獣およびトビの収容頭数

(2) 傷病鳥獣の受入個体数

傷病鳥獣救護事業で受入れた傷病鳥獣個体数について、平成 22 年度から 5 年間の推移を図 2-1-3 に示しました。平成 22 年度は受入数の差が大きい状況でしたが、受入個体数の中央値は平成 22 年度の 350 個体から平成 26 年度の 282 個体へと減少していることが分かります。

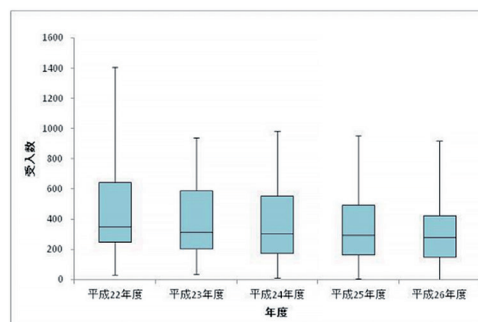


図 2-1-3 傷病鳥獣受入数の全国平均値推移(回答数: 46 都道府県)
(箱ヒゲ図: 箱内の横線はデータの中央値、上下辺は第 1 四分位数(下側)と第 3 四分位数(上側)を示し、箱外に伸びる線の端はデータの最小値(下側)・最大値(上側)を示す)

図 2 行政における傷病鳥獣救護の考え方と地域の取り組み事例 より抜粋

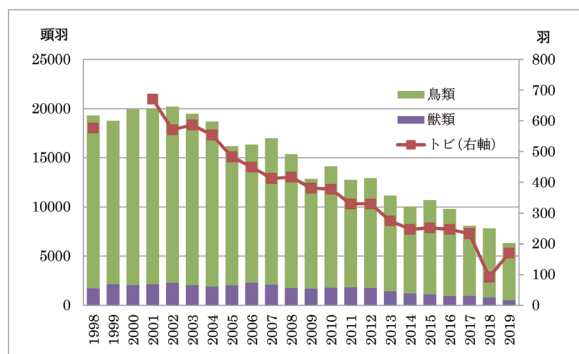


図3 環境省の鳥獣統計による年度別傷病鳥獣救護頭数

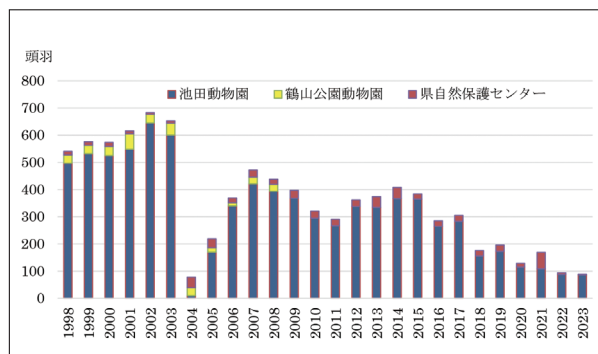


図4 岡山県における傷病鳥獣救護頭数

減少しています。その後、回復しかけますがジリジリと減少に転じています。

当施設の結果も、環境省の鳥獣統計の結果も、岡山県の結果も、どれも2002年度をピークに保護数は減少に転じています。何がこの時に起こったのでしょうか？一番の原因は2004年1月（2003年度末）以降、日本国内で散発的に流行している高病原性鳥インフルエンザの影響が考えられます。この時は社会に大きなインパクトを与えました。市民が野生鳥獣を忌避する傾向が生まれました。また、保護する側の行政や施設も、鳥インフルエンザが施設内に侵入した場合、すでにいるほかの鳥たちに感染する恐れがあることから、保護を取りやめる動きもありました。

話が少しずれましたが、先ほどの環境省の鳥獣統計には傷病鳥獣救護頭数のほかにも、鳥獣による被害防止のために捕獲された頭数も記載されています。2019年度に全国で保護された傷病鳥獣は、鳥獣合わせて8,313頭羽（鳥類5,781羽、そのうちトビは170羽、獣類532頭）でした。それに対して、被害防止のために捕獲された鳥獣は1,337,917頭羽（鳥類366,215羽、そのうちトビは2,413羽、獣類971,702頭）でした。実に160倍（トビについては14倍）の動物が、被害防止のために捕獲されている現実があります。この数字に傷病鳥獣救護の現実とジレンマが垣間見える気がします。

野生鳥獣による農作物被害については、農林水産省のHPに資料があります。2022年度の全国の農作物被害は約156億円、被害面積は約34,000ha、被害量は約46.9万トンに上ります。鳥取県についてみると、農作物被害は5,626万円、被害面積は40ha、被害量は約242トンに上ります。生産者にとっては看過できない被害と思われます。それに加えて近年はクマによる人的被害も頻発しています。

傷病鳥獣救護は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）、「特定外来生物による生態系等

に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）、「動物の愛護及び管理に関する法律」、文化財保護法などに基づいて行われています。

戦後の鳥獣行政の歴史において、愛護思想の普及活動が鳥獣保護に一定の役割を果たしました。1963年に狩猟法が改正され、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」になり、「保護」という言葉が全面に打ち出されました。動物が命あるものであることを尊重する愛護思想に根差し、個体の生命を救うことを主な目的とした救護は、重要な活動とされてきました。しかし、1990年代に入り、鳥獣の生息状況や人間社会との関係の変化、鳥獣保護管理に対する考え方の変化などから様々な意見が出てきました。

一つ目の大きな論点は、傷病鳥獣の生命をどう扱うかという考え方です。野生動物の生死は生態系の自然なプロセスの一部なので、人間が必要以上に介入すべきではないという考え方があります。それに対して、傷病鳥獣を救うことは人道的な行為であり、傷病の原因の多くは人為的な原因であることから、救護するのは当然であるという考え方です。

二つ目の大きな論点は、鳥獣保護管理施策としての鳥獣救護の位置づけと具体的な対応についてです。以前は愛護思想に基づく救護を軸にしてきました。愛護という考え方は大事ですし、否定されるものではありません。しかし、近年では野生鳥獣の保護管理分野では、生物多様性の保全とそのための科学的計画的な保護管理という考え方が主流になりつつあります。個体の救護活動は直接的に生物多様性保全に貢献することは難しく、種によっては積極的に捕獲して個体数を調整する方が、生物多様性の保全に貢献する場合があることが分かってきました。現実的な問題として、個体数が増加しているシカ（図5）やイノシシなどに対しては個体数調整等が実施されている一方で、他方では救護や放野を行うという矛盾も生じています。

これらの事を踏まえ、傷病鳥獣救護には、対象種の選定等により効率的に行うことが求められ、個体レベルの救護活動から個体群レベルの保全生態学的



図5 シカ

観点で生物多様性の保全に貢献する活動を優先する方向へ変更することが求められています。

概念的な話やマクロな視点での話が多くなりましたが、実際の傷病鳥獣救護の現場ではどのような運用になっているのか、これは各県によって保護対象に若干の違いがあるのですが、当施設がある鳥取県での例をご紹介します。

犬や猫は保護対象ではありません。これらの動物は野生鳥獣に含まれません。

鳥のヒナ（図6）も保護対象ではありません。近くに親鳥がいて世話をしています。

カラス（図7）やドバト、シカ、イノシシなども保護対象ではありません。鳥取県の予察駆除対象鳥獣になっています。予察駆除とは、鳥獣保護法に規定されているもので、野生鳥獣が農林水産業などに被害を与えたりする恐れがあり、防除対策をしても効果的に防止できない場合に実施される捕獲です。



図6 ツバメのヒナ



図7 カラス



図8 カモ



図9 サギ



図10 スズメ

ヌートリアやアライグマなども保護対象ではありません。これらの動物は特定外来生物に指定されています。特定外来生物とは、外来生物の中でも生態系・人の生命身体・農林水産業に被害をもたらす恐れのあるものが指定されます。外来生物法で規制されています。

以上のものが保護対象外になり、基本的にはそれら以外の野生鳥獣を主な保護対象となります。先にも書きましたが、この運用は鳥取県のもので、地域によって保護対象が変わります。例えばカモ、サギ、スズメ（図8-10）などを保護対象外としている県もあります。

トビの写真から話が大きく脱線しましたが、傷病鳥獣救護も一つの物の見方に拘泥せず、トビの飛行のように大所高所から広く物事を俯瞰して、時代に合わせて最適解を探る取り組みを続けることが必要なようです。

2023年3月1日から2024年7月31日までに野生鳥獣保護管理基金にお寄せいただきました総額は、95,000円でした。ご協力頂きました皆様に心よりお礼申し上げます。

野生鳥獣保護管理基金に御協力お願い致します

近年、人間活動が野生動物の領域にまで広がる一方で、里山の崩壊や気候変動、在来種の増加など、人と野生動物において様々な問題が生じています。

野生どうぶつ友の会は、絶滅危惧種を含む疾病野生動物を再び野生に戻す活動を通じて、命の大切さや動物愛護思想の普及を図っております。

当方の活動は、まだまだ微力ではございますが、長期にわたり続けて参ります。今後とも、御理解御協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

<基金送付先>

郵便振込：口座番号 01430-6-14893

口座名：公益財団法人動物臨床医学研究所 野生鳥獣保護管理基金

《表紙の動物》 コアジサシ

夏鳥として日本に飛来し、鳥取県内でも繁殖する水鳥の仲間です。白いツバメのような形をしており、海岸や湖沼を飛び回り、水中ヘダイビングして小魚を捕まえます。ダムや治水工事で放水量を調整し水面の上昇が抑制され、川原の遷移が進行したことで、営巣適地の裸地環境が減少しています。また、水辺でのレジャーでの人の立ち入りにより、繁殖途中で放棄することも見られています。近年繁殖数が激減し、個体数が減っていることから、鳥取県のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）に指定されています。鳥取県希少動植物保護条例での保護管理事業計画に基づき、NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部が天神川と日野川の河口にて保護活動をしています。

写真は2023年7月4日に天神川河口で当会会員が撮影したもので、中央にコアジサシの親鳥がいて、その右にヒナが写っています。左端には、誘致のために設置した、コアジサシのデコイ（模型）が写っています。

NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部
支部長 吉田良平

編集部だより

今回は、日本野鳥の会の吉田支部長さんに、様々な活動をご紹介いただきました。ありがとうございます。文中にもありましたが、日本海でのナホトカ号の油事故で、当財団は鳥取県唯一の救護施設となり、油まみれになった海鳥の救護を行いました。当時は、疾病野生動物の搬入数が毎年増加しており、当財団（中部西部合わせて）の搬入件数は、2002年度には年間300頭羽数を超えました。多くの県民がケガをした野生動物を病院まで連れて来られていたのです。ですが、2004年1月（2003年度）に高病原性鳥インフルエンザが79年ぶりに国内で発生すると、ワイドショーでも感染したカラスの死亡例が連日放送されるなど、日本国内がパニック状態になりました。学校では、小鳥の飼育を取りやめ、野生の鳥に触るなという注意喚起が盛んに行われ、子どもたちの教育の中に浸透していきました。それ

以来、鳥獣保護件数は非常に少ない状況が続いています。あれからも毎年のように高病原性鳥インフルは国内で発生していますが、幸いなことに国内において鳥から人への感染事例は報告されていません。

公益財団法人 動物臨床医学研究所
副理事長（常務理事・所長） 高島一昭

.....
公益財団法人 動物臨床医学研究所 野生どうぶつ友の会
〒682-0025 鳥取県倉吉市八屋 214-10
Tel 0858-26-0851 / Fax 0858-26-2158
E-mail dorinken@apionet.or.jp
URL <https://dourinken.com>
<https://d-wildlife.jp.org/>
.....

ニュースレター「Pinyo」Vol.43（2024年8月）
発行：公益財団法人 動物臨床医学研究所 野生どうぶつ友の会